
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.282 2021/9/17

1 EUの新たな動物用医薬品規則案におけるAMR（薬剤耐性）関連規制

9月9日、「今後の衛生管理に果たすHAACCPの役割—コーデックスからのメッセージと国内完全施行の先」（東京大学未来ビジョン研究センター主催）がオンラインで開催された。このなかで、農林水産省が説明した「農林水産物・食品の輸出促進について」において、配布資料には含まれていない情報として、EUが既に公表している新たな動物用医薬品規則案において、AMR（薬剤耐性）対策の観点から抗菌性物質の使用に関する規制が第三国（日本を含む）からEU向けに輸出される食肉に対しても適用されることになる旨の紹介があった。

同規則案によると、そのポイントは、第三国からEUに動物由来製品が輸出される場合において、第三国の事業者は、抗菌性動物用医薬品を成長促進等の目的で動物に使用してはならず、また、一定の人の感染症治療のために使用される重要な指定抗菌性物質は使用してはならないという点にある。なお、本規則案は22年1月にも施行とされているが、現時点では指定される抗菌性物質の種類等も含めて運用の詳細はまだ公表されていない。

本イベントにおける各講演者の発表資料は、東京大学未来ビジョン研究センターのホームページ(<https://ifi.u-tokyo.ac.jp/event/10969/>)に掲載されている。